

# 入札説明書

令和8年度京都府立与謝の海支援学校マイクロバス賃貸借業務に係る入札公告（令和8年3月19日付け京都府立与謝の海支援学校ホームページ掲載。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 公告日

令和8年3月19日

## 2 契約担当者

京都府立与謝の海支援学校長

## 3 担当組織

〒629-2261 京都府与謝郡与謝野町字男山 945

京都府立与謝の海支援学校事務部

電話番号（0772）46-2770

## 4 入札に付する事項

### (1) 業務の名称

令和8年度京都府立与謝の海支援学校マイクロバス賃貸借業務

### (2) 業務の仕様等

別添「令和8年度京都府立与謝の海支援学校マイクロバス賃貸借業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 賃貸借期間

令和8年4月7日から令和9年3月19日まで（別添「仕様書」のとおり）

(4) 納車場所

有限会社 チームワーク（本校がスクールバス運行業務を委託している業者）が借り受ける駐車場

住所：京都府与謝郡与謝野町岩滝小字大風呂 1181

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月30日（月）午前11時から

イ 場所

京都府立与謝の海支援学校 相談室

(2) 入札の方法

ア 入札書は持参によることとし、郵送及び電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなくてはならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「令和8年度京都府立与謝の海支援学校マイクロバス賃貸借業務入札書在中」と記入し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められたものが1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 一般競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加す

ることができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係りのある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア 質問は、配付した質問書に記入し、本校まで持参するか、ファクシミリで送付すること。軽易な内容については、電話で尋ねることもできる。特に連絡のなかった場合は、質問なしと見なす。

(ア) 質問受付日時 公告日～令和8年3月27日（金）午前9時から午後5時まで

連絡先 京都府立与謝の海支援学校事務部

TEL 番号 0772-46-2770

FAX 番号 0772-46-2771

(イ) 回答書交付日時及び方法

交付すべき回答書がある場合は、全員に交付日時及び方法を連絡する。

また、軽易な内容のものは、質問者のみに回答する場合がある。

なお、回答は、入札当日、入札に先立って行うことがある。

#### イ 質問・回答の取扱い

質問・回答は仕様書の一部として、入札条件とする。

#### (7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人（以下「入札者等」という。）を立ち合わせて行う。ただし、入札者等が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者等並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

#### (9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者等が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものと見なす。

#### (10) 入札の無効

次のアからクまでのいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者

イ 申請書等に虚偽の記載をした者

ウ 委任状を持参しない代理人

エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者

カ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者

キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者

ク その他入札に関する条件に違反した者

#### (11) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

#### 6 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### 7 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

#### 8 契約保証金

免除する。

## 9 契約書の作成の要否等

要する（別紙「賃貸借契約書（案）」により作成）。

## 10 その他

- (1) この入札説明書に定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
- (3) 仕様書等については、入札に先立ち返却すること。
- (4) 入札者は、入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。